

## 適正な職務執行に伴う見舞金支給要領の制定について

平成31年4月4日例規（監）第14号警察本部長  
各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

### 別添

#### 適正な職務執行に伴う見舞金支給要領

#### 第1 趣旨

この要領は、千葉県警察の職員（以下「職員」という。）の適正な職務執行により第三者に損失を与えた場合において、見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 被疑者等 被疑者及び被保護者をいう。
- (2) 第三者 職員及び被疑者等以外の者をいう。
- (3) 損害賠償 職員がその職務を行うに当たり、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた場合、公安委員会若しくは署長の管理する工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があったため他人に損害を加えた場合等、国家賠償法（昭和22年法律第125号）、民法（明治29年法律第89号）、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）その他の法令に基づき、県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する職員が賠償の責を負う事故に係る損害を補填することをいう。
- (4) 適正な職務執行 職員による適法かつ過失がない職務執行をいう。

#### 第3 見舞金の支給要件等

##### 1 支給要件

見舞金は、職員の適正な職務執行により第三者に損失を与えた場合で、次に掲げる要件を全て満たすときに、支給するものとする。

- (1) 損失を与えた職務執行について、合理的な理由及び必要性が認められ、また、第三者の損失の程度も相当な範囲であること。
- (2) 当該職務執行について、損失を受けた第三者が適正な職務執行であると容認していること。
- (3) 第三者から損害賠償の請求がないこと。
- (4) 被疑者等により、又は他の法令等によって、当該損失が補填されていないこと。ただし、補填によって損失が十分回復されないときは、見舞金の一部を支給することができる。
- (5) 損失を受けた第三者が見舞金の支給を求めていること。

##### 2 支給除外事由

前1の規定にかかわらず、損失の発生について、第三者の責に帰すべき事由があるときその他見舞金を支給することが相当でないと認められるときは、見舞金の全部又は一部を支給しないものとする。

#### 第4 見舞金の額及び支給範囲

##### 1 見舞金の額

- (1) 見舞金の額は、原則10万円を上限とし、損失の原状回復に必要な額、時価等を考慮

し、損失を受けた第三者の適正な職務執行への理解に対する謝意の程度を勘案して算出する。

(2) 損失の発生につき、第三者の過失が認められる場合は、その割合に応じて見舞金の額を減額する。

## 2 見舞金の支給範囲

(1) 第三者の財産的な損失に限る。

(2) 直接的な損失に限る。

(3) 損失が職員と第三者との共同の行為による場合は、職員の行為が関与した部分のみを見舞金の範囲とする。ただし、第三者の行為が職員の明示の要請に基づくものであるときは、この限りでない。

## 第5 事案の報告

所属長は、見舞金を支給する可能性のある事案（以下「支給検討事案」という。）を認知したときは、監察関係事案の報告要領について（平成17年例規（監）第36号）別表職員に係る争訟事案報告（発展のおそれのある事案を含む。）の項の(1)とみなし、警務部監察官室長（以下「室長」という。）を経由して本部長に報告するものとする。

## 第6 事案の調査等

室長は、前第5に規定する報告に基づき、関係所属長と協議し、必要と認めるときは、当該報告に係る事案の調査を行うものとする。

## 第7 審査委員会

### 1 設置

見舞金の支給の要否及び見舞金の額の審査を行うため、県本部に見舞金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

### 2 構成

(1) 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

(2) 委員長は、警務部長を、委員は、室長、総務部会計課長（以下「会計課長」という。）、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び警務部監察官室訟務担当官をもって充てる。

(3) 委員長に事故があるときは、室長が委員長の職務を代理する。

### 3 運営

(1) 審査委員会は、委員長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。

(2) 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

(3) 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(4) 委員は、自己に関係のある支給検討事案を審査するときは、審査委員会への出席を回避しなければならない。

(5) 委員長は、審査のため必要があると認めたときは、支給検討事案に関係のある職員等の出席を求め、実情を聴取し、又はこれらの者の陳述を聴くことができる。

(6) 審査委員会の庶務は、警務部監察官室において行う。

### 4 特例

委員長は、支給検討事案の内容により、各委員に対する持ち回り又は回覧合議によって審

査委員会の開催に代えることができる。

#### 第8 支給案の審査

- 1 室長は、前記第5に規定する報告に基づき、別記様式により審査委員会に見舞金支給審査案を提出し、審査を受けるものとする。
- 2 室長は、審査に先立ち、会計課長及び警務課長と十分な協議を行うものとする。

#### 第9 見舞金の支給

- 1 所属長は、前第8に規定する審査に基づき、見舞金の支給が決定したときは、損失を受けた第三者から、次に掲げる事項に誓約する書面を徴するものとする。
  - (1) 前記第3の1に規定する支給要件に該当していること。
  - (2) 当該見舞金の支給をもって、本件が最終的解決となることに承諾していること。
  - (3) 次第10の規定による返還請求があった場合に応じること。
- 2 室長は、前第8に規定する審査に基づき、見舞金の支給が決定され、かつ、前1の書面の提出を受けたときは、所定の会計手続により第三者に見舞金の支給を行うものとする。

#### 第10 返還請求

室長は、見舞金の支給を受けた第三者が、前記第3の1に規定する支給要件を欠いたときは、当該見舞金の全部又は一部の返還を求めることができる。

#### 第11 協力援助した者の行為への準用

この要領は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）第2条に規定する行為をした者が第三者に損害を与えた場合について準用する。

以下様式省略